

共通課題の論点について

— 拡大宿題委員会のための報告 —

蓮見音彦

研究通信第九〇号にみられるように、宿題委員会では、昨年年度大会終了後、つぎの大会の共通課題についてその大会での取扱いと、論点の明確化のための研究会の計画についての提案をとりまとめ、運営委員会に報告しました。昨年十二月七日開催された運営委員会では、この提案に対して、とり扱われる時期も方法もことなる報告が並んでは問題が広がりすぎて討論ができないとか、「家」をとりあげる意義が明瞭でないなどの意見が出て、この提案をどう扱うのか結論がでませんでした。そこで事務局からの御希望もあり、第一回研究会をかねて、課題の具体化と今後のすすめ方について討論する集会を開くこととしました。この集会は本来は、宿題委員会として行なりべきものかもしれませんが、より爽りの多いものにするため、拡大宿題委員会として開催し、冒頭に宿題委員からそれぞれ共通課題についての問題点を手短かに話し、それをもとに討論をかさねて今

後の方向をさだめる予定でした。ところが学年末で十分な準備ができず、主に違見の報告から話題を展開していただく結果となりましたので、その報告の要旨をお伝えするにとにいたします。家の問題については十分な知識もなく、準備する余裕もない上に、このところ村研通信には「登板過多」で打込まれそうな予感がするのですが、右のような次第ですので御容赦下さい。会員から多くの意見を出していただくいとぐちになれば幸いです。

1

今年の共通課題は、昨年のテーマである都市と農村の対立という課題の延長の上に「家」の問題をとらえ、日本資本主義の各段階における家の問題を取りあげることを通じて、現段階における資本主義と農業・農民のかかわりあいの特徴を明らかにすることであった。そして、この課題の解明のために、①日本資本主義の形成ないし確立期、②ファシズム体制への移行期、③戦後という三つの時期を取りあげようとするものである。しかし、時期も、方法もことなる報告が並んでは問題が分散するという運営委員会での疑問があるので、それぞれの時期において何を明らかにすべきか、何故それを明らかにする必要があるのかを明確にしておくことによって、討論のポイントを予め具体的に作る作業をしておかねばならないであろう。

この場合、とりあげられる三つの時期についてそれぞれ要請される報告の狙いは、その時期の家についての報告であれば何でもよいということではもちろんないし、また同一の問題点について異なる時

期の形態を提示してもらって比較をしようということを期待するものでもない。そうではなくて、一つの特定の視点からの問題設定を具体的におし出し、その問題にスポットをあてるために、特定の時期の特定の問題が明らかにされることが期待されるのである。

しからばその特定の視点からの問題設定とは何か。家・家族の問題をそれ自体として考えるならば、きわめて多様な問題提起が可能であろうし、長い歴史の経過をもつものとして、課題にはことかない。しかし、ここで忘れてはならないことは、この問題が、村落社会研究会において提起されたものであり、かつ従来の研究課題の延長線に設定されたものであり、さらに昭和四九年の大会課題としてとりあげられたものであるということである。この三つの点から課題はおのずから制約されることになる。今日村研が何故この問題をとらえるのかという問いに、十分に答えられるような形において課題設定がなされねばならないし、それぞれの時期についても、今日の視点から設定された課題にかかわるかぎりにおいてその時期の家が明らかにされることがのぞまれるのである。

2

右のように、この課題が今日設定された意味を考えながら、日本資本主義の形成発展にともなう農民の家の変質過程という問題を限定してゆこうとするならば、まずもって考えられるのはつぎの点であろう。すなわち、村研が最近数年間追求してきている、戦後自作農を担い手として成立した戦後の農村が、「解体」されてきたという時に、そこでの解体・再編成・新たな構築等々の実態・要因・展

望をとらえようとする課題に即して、この問題をとらえるということである。自作農的土地所有の主体である農民の家ないし家族が、現在いかなる状態にたちいたっており、いかなる点に「解体」の局面があらわれているのかを問うことが問題となる。過去のそれぞれの時点においても、この問題に結びつけて主題が規定される。もちろんそのことは、現段階において「解体の局面」をとらえ、過去のそれぞれの時点においては、それが健在であったことを確認しよりということではない。「解体」が今日かくのごとき形態で進行することになったのは何故であるのかということも明らかにするため、解体されるものの構築され、ないし再編成された形態・条件をそれぞれの特定段階において明らかにし、それによって今日の変化の意義を適切にとらえることこそがなされなければならないことなのである。

そこで、あらかじめ考えておかねばならないのは、今日の農民の家族が、どのような変化の過程にあるのかを確認しておくことである。この確認にあたっては、問題となるのは「家」という概念が、戦後の農民の家族に関連して設定しうるものか否か、さらには今日の農村に「家」はあるのかという点の確認である。もちろん、この作業をすすめるためには、その前提として「家とは何か」という規定を行なわねばならない。「家」という概念も、明確さを欠くことの少ない概念である。そしてまた学問の異なるに依じて、あるいは立場の異なるのに依じて、多様な意味で用いられている。したがって、この概念の統一的理解そのものが、村研にとって一つの課題ともなりかねない。ここでは、多くの議論が出ることを予想し

た上で、つぎの二つの点を「家」という概念に含ませて理解しておくこととする。第一に、家と家族とを区別する場合、家族が現に生存している人間によって構成される実体的な社会集団であるのに対して、家は過去から将来にまでわたる、したがって死んだ祖先から現在の家族成員、さらに未だ生を享けていない子孫にいたるものまでをも含めた超世代的連続体としての形象である。そのような觀念的な現象として家を規定することができる。第二に、右のような觀念が現存する家族員によってとらえられるとき、家族内の人間関係もかかる超世代的連続体の担い手にふさわしい形に編成されようとする。このように家觀念にもとづいて編成された、集団としての家族をも「家」とよぶことができる。「日本農村に家はあるか」ということは、農民によってかかる意味での家の觀念が保持されているか否か、現実の家族集団が家的な原理によって編成されているのかを問うということである。

3

農民の家族が今日なお、超世代的連続体であるところの家として編成されているか否かという点については、第一にその形態的側面からの検討を行うことができる。農民の家族が夫婦家族的形態をとらず、直系家族的形態をとっているとすれば、そこでの家族が家的に編成されていることを想定させる一つの条件をなすであろう。そしてその点については、後にもふれるように、今日なお農民家族の圧倒的部分は直系家族的形態をとっており、都市家族とはいちじるしく異ったものとなっていることが指摘できる。

第二に、形態的側面にとどまらず、家族関係が「家」的に編成されている点としては、民法に規定された均分相続の原則が未だに実現されず、実質的には長子単独相続の形態が維持されていることがあげられる。もちろんこの点については、民法学者によるいくつかの研究があり、農家の相続制度は戦前においても単純な長子単独相続ではなかったし、戦後においてもその点での変化はきわめて少いという指摘がある。そうした留保を含んだ意味で、長子相続が維持されている。

第三に、このことと関連して、逆に長子が宿命的に農業を継承するという、出生の順位と職業継承との一定の結合関係をつくりあげてゐる。

このような点から、少くとも戦後自作農は「家」的な編成をもった農民家族を、その土地所有の担い手として成立したといふことができよう。そして、ここにあげた三つの点は、つぎのべるようになり今日において変化しつつあるとはいへ、なおその特質を失ってはいない。その意味において、農村において基本的には「家」は存続しているとみられるであろう。

4

今日、戦後自作農体制の解体が問題とされる段階において、基本的には「家」としてとらえることのできる農民家族が、いかなる変化の過程にあるか、いかなる形でそこに「解体」が表現されているのか、という点をつぎの問題にしなければならぬ。ここでもまず農民家族の形態的側面にあらわれた変化から検討しよう。家族の形

態についての素朴な分析の方法に、家族の形態を、夫婦家族・直系家族・傍系家族（その他の家族）という三つに分類し、そのある時点における分布状態を把握するというものがあることはあらためていうまでもない。いまこの方法によって、家族の形態の変化を経年的に示すと、農民の家族については、長期的な変化としては、夫婦家族の減少・直系家族の増加・その他家族の減少という傾向が見られる。後掲の表にみるように、大正九年には四六・四〇を以ていた夫婦家族は、昭和四五年には三六・三〇に減少し、この間に直系家族は四二・二〇から五六・二〇に増加する。また、いわゆる傍系家族に相当するその他家族は、一一・四〇から七・五〇に減少する。このうちの傍系家族の変化は、主として、次三男夫婦を養公させたような手作経営が解体し、農業経営における伝統的雇傭関係が解消されてきた過程の表現である。その意味で、この変化は主として家族形態そのものの変化を示しているものといえる。しかし、夫婦家族と直系家族の割合の変化は、むしろ人口の自然的増減に規定されたものであって、言葉通りの意味での家族形態の変化を示すものではない。周知のように、直系家族はその生活周期の一段階として、夫婦家族の形態を示す時期があり、その期間の長さは、両親の寿命と子女の婚姻年令とによって規定される。親が長生きをすれば、その没後、孫の結婚するまでの期間が短くなる。今日寿命が延びたことによって、直系家族の生活周期の段階の長さに変化が生じ、それが、現にみられるような数値の変化となってあらわれてきているのである。したがって、上述の変化をさして、農民家族においては直

系家族が増加したというのは当然だし、またこのことからすれば、直系家族の構成比が五六%であるという数値は、そのものとしてはあまり意味をもたないことになる。つまり、三六%の夫婦家族の中にも、何年かを経て生活周期の次の段階に到達したときには直系家族になるものも含まれているからである。そのことを考慮に入れて農民家族における直系家族の比重を問題にすることが必要なのであり、そうすれば前節で指摘したように、昭和四五年においても、農民家族の圧倒的部分は直系家族と断定してよいであろう。ちなみに寿命の延びは農民においてのみ生じたものではない。だから全国統計でも経年的に直系家族が増加してもよきそのようなものである。しかしそうならないのは、都市家族においては本来の意味での直系家族がきわめて少数になり、その若干の変化が全体の動きを左右する力をすでに失っていることと、世帯分離ともなり夫婦家族の激増によって、その影響が消されてしまっていることによるものである。

おそらく、昭和二〇年代頃の「家」を問題にする視角からすれば右のような長期的傾向としてあらわれる親夫婦と子供夫婦の同居期間の増大にもなり家族関係の矛盾の増大という点が、家族を問題にする場合の重要なポイントとなったであろう。しかし、現段階における家族を問題とする意義からすれば、ポイントはその点にあるのではない。むしろ家族形態の変化におけるより短期的な事態として生じてきている現象——すなわち、近年における夫婦家族の増加——に着目する必要がある。厚生行政基礎調査によると昭和三五年

と昭和四五年を比較したとき、直系家族は五五%から五六%へと増加している一方、夫婦家族も三五%から三六%へと増加している。このことは、参考にあげた昭和二八年と四三年の二つの村の調査の結果を結びつけて考えるならば、長期的傾向として続いてきた夫婦家族の減少という傾向が、昭和三〇年から四〇年頃の時点で転換し一転して夫婦家族の増大という方向を示しはじめたものとしてとらえられる。もちろんこの期間中にも寿命の延びにもとづく直系家族の増加は依然として続いているのであり、生活周期にかかわる人口の自然的現象によって説明しがたい事態が新たに生じてきたことが指摘されねばならないのである。この現象は、人口の社会移動をもとに説明しうることであろう。すなわち、農業から、あるいは農村からの人口ことに若年層の流出によって、結婚適令期を迎えても配偶者を見出すことができない家族、さらには子供がすべて他出してしまい老人のみが残された夫婦家族が増加する。直系家族の生活周期の段階として考えるならば、親の死後、長男が結婚する迄の期間に夫婦家族の形をとる時期が生じるのであるから、こうした場合の世帯主は、長男が婚期を迎える前ということで、四〇代から五〇代前半ということになる。その意味では、五〇代後半ことに六〇代以降の世帯主をもつ夫婦家族は、直系家族に復帰することのきわめて困難なものとみられよう。最近の調査の折の印象からすると、このような老令世帯主の夫婦家族が増加しているように思える。このような形の夫婦家族の増加が、最近における新たな方向の出現の意味であるといえよう。都市における「核家族」化は若い夫婦によ

るものであるのに対し、農村の「核家族」化は老人家族の増加である。それは超世代的に循環する家の周期段階を回転する軌道から脱落し、短期間のうちに消滅してしまふ流星化現象でもあろうか。

もちろん、家としての循環軌道からはずれて廃絶する家は、昔から必ずしも少なくはなかった。しかし、近年にいたって、長期的な家族形態の変動のパターンを崩すほどに、それが増加しつつあることに注目する必要がある。いわば家は解体しつつあるということになり、農村解体の家族次元への投影の一面がそこに見出せるということであろう。今日、農民家族を研究することの意義はまさにこのようにして解体しつつある家の、その解体過程に注目することにあるといふことができよう。

なおつけ加えるならば、相続をめぐる紛争の増大や、それとやらはらに長子への特権賦与を要求する提議がみられることは、家族関係においても「家」的な形態がよりやく動揺させられてきたことを示すものであろう。また、家と結びつけて論じられる家業としての農業や家産としての土地所有という側面にも大きな変化が生じている。しばしば報告されてきているように、個々の経営の自立的単位としての性格が失なわれ、もはや家業として、家産としての意味の乏しいものになってきていることも、こうした変化の時期・過程と対応するものである。

こうした点を総合して考えるならば、今日の事態は、戦後、農地改革によってつくりだされた自作農的土地所有の主体としての家が解体しつつある事態であるとみられる。しかもそこで解体しつつあ

る家は、農地改革において創出されたものではなくて、長く日本農村の構成単位をなしてきたものである。そのような家が解体するということとは、ひるがえって今日問題とされている解体といわれる事態が、一体何を解体するものなのか、単に戦後の形態の解体であるのか、それ以上のものを解体するものなのかということを開き素材を提供するものとなるのである。もちろんそのためには、今日農民家族において生じている家の解体ということが、いかなるものであるのかをさらに明らかにしておくことが必要であることはいりまでもないことであるが。

5

以上、農民家族について今日いかなる視点からそれをとらえるべきであり、その把握にいかなる意味があるのかという点について述べてきたが、つぎに、こうした角度から農民家族をとらえるとき、どのような点を明らかにしなければならないのか、関連する問題点を若干あげておくこととしよう。

今日の家族の変化が、すでにふれたように人口の社会移動によって生じていることからすれば、家の解体を生ぜしめた外的条件として、労働力の収奪という形で都市の農村収奪の締結という意味でこれを把握し、労働力構成や就業構造の変化が家族形態・家族関係をいかに変容せしめるのかということが問われねばならないであろう。

しかし、家族の変化を生ぜしめた要因としては、日本社会における家族の特殊な意義を無視することはできない。明治以降の日本の

社会体制において正統的な家族制度と考えられたものは、あらためていうまでもなく家父長的な家制度であった。しかし考えてみれば、資本制社会における家族、資本・賃労働関係の広汎な展開を前提とするのにふさわしい家族のあり方としては、日本のような家制度はきわめて不適合な、むしろそれとまじり矛盾するものでさえある。原理的にいうならば、資本制社会においては家族についての法的規制はきわめてゆるやかな、むしろレッセ・フェールなものとなり、家族の形態としては、結果的に夫婦家族に収斂してゆくものである。日本の場合はそうではなかった。現実には少なからず異なった類型を含んでいた家族のあり方を強権的に統一し、正統的な形態を法定してそれへの統合をおしすすめようとした。それが、天皇制の支配体制・家族国家的支配体制の構築に必要であったことからすすめられたものであることはよく知られている。しかし、上部構造がひとり歩きできないとすれば、このことは一方でわが国の資本賃労働関係の展開において、それがかかる非資本制的制度と同居しうるようなものであったことと対応するものであるとともに、他方では、資本制の展開につれてこれらの矛盾が露呈されざるをえないものとなり、国家体制の維持のために手のこんだ手段を用いざるをえなくさせたことを想起せねばならないであろう。そして、この正統的な家族制度の戦後における変化という現象がつきにあらわれる。戦後の場合には、家の廃止によって法的にはレッセ・フェールになったが、教育その他を通じての正統的な家族制度の教化においては「近代家族としての核家族」がかわって位置をしめた。それにもかかわらず、

農村の実態においては、「核家族化」は実現されなかったのであり、上述のように家が現実には残存した。このことは、戦後の改革が農民に何をもたらしたのか、戦後自作農としての農民の規定を考える場合に、ここでの戦後における正統的な家族制度と農民の実態との乖離の意味を考えることを提起させることになる。

6

これまでのべてきたように問題を整理してくるならば、さきに宿題委員会が提案した三つの時期の家の問題をとらえることは、決してばらばらな時期のばらばらな問題を提示して、討論を散漫にさせるものとはならない筈である。それぞれの時期において解明されるべきことは、以上のべてきたことから提示されることになるが、蛇足を加えるとすれば、つぎのようになるのではあるまいか。

まず明治期の日本資本主義の形成・確立の過程については、この時期に法制の整備・教育過程への積極的介入を通じて、現実にはいくつかがのこととなった形態をもっていた農民の家族生活の形態を正統的な家族制度に統合化する企てがすすめられた。この過程を明らかにすることによって、農民の家族生活にどれだけのヴァリエティがあり、それがいかに収斂されたのか、そしてそのような過程をへることによって、農民の家族がいかに変質させられたのかを問うことが要請されよう。

つぎに戦前のファシズム体制への移行期については、しばしば最近の状況との類似点があげられるのであるが、その時期に「家の解体」という事態があったのか否か。端的にいえば今日においては、

むしろ資本主義が家をこわしてその体制の維持をはかっているのに
対して、戦前の時期には、家を利用し、補強してファシズム体制を
構築していったと考えられることをふまえて、この時期の農民がど
こまでの変化・解体の渦中にあつたのかを明らかにすることが要請
されよう。それはこの時期と今日の事態との共通点と相違点を明ら
かにし、それによって今日の事態の意味をより深く把握することに
つらなるであろう。

三番目の戦後の時期については、もし改革の時点をとらえるので
あれば、そこでの農民の家の実態と改革において想定されていた形

表1 農民家族の形態の歴史的变化

	(1) 幕末期	(2) 大正9	(3) 昭和35	(4) 昭和45
夫婦家族	49.0	46.4	34.9	36.3
直系家族	34.8	42.2	55.4	56.2
その他の家族	16.1	11.4	9.7	7.5

- (1) は甲斐国山梨郡山崎村の宗門人別帳の分析、小山
隆「家族形態の周期的変化」(喜多野・岡田編「家
—その構造分析」)による。
(2) は国勢調査の農林漁家世帯。
(3),(4) は厚生省、厚生行政基礎調査の農家世帯

表2 家族形態変化の一事例

	秋田県下小阿仁		岡山県浮田	
	昭28	昭43	昭28	昭43
夫婦家族	30.1	34.8	37.2	39.6
直系家族	59.3	61.1	55.3	59.0
その他家族	10.6	3.8	7.5	1.4

福武直編「農村社会と農民意識」による。

態をとらえることを通じて、戦後農民とはいかなる存在であつた
のかをあらためて確認し、そのような農民を創出した体制の意義を
も検討しうることになろう。そしてもし、戦後の時期を現時点につ
いてとらえるとすれば、過疎問題や老人問題の形であらわれてきて
いる家族の解体の具体的分析を通じて、今日における「解体」とは
いかなるものであるかとらえることが課題となるであろう。
以上がこの課題とその論点についての私見である。拡大委員会の
討論を通じて、さらに課題が適切なものとなり、それを具体化して
ゆくための方法が明らかになることを希望したい。